

事 務 連 絡
令和5年1月6日

都道府県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

補装具費支給に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

補装具費支給制度に関して照会が寄せられた内容について、別添のとおり補装具費支給事務に関するQ & Aを整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村、身体障害者更生相談所に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室障害者支援機器係
連絡先：hosougu@mhlw.go.jp

(卸価格が告示価格を上回る補装具への対応)

Q1 昨今の物価高騰の影響を受け、簡易型電動車椅子の価格見直しを行う旨、メーカーから通知があった。補装具事業者に対する卸価格が告示により算定した額を上回っているものもあるが、この場合、基準額を超えた額を利用者に負担させることは可能か。

A 利用者の負担額は法によって定められており、法に定められた額を上回る利用者負担は認められないことから、例えば、簡易型電動車椅子の支給が必要な場合かつニッケル水素バッテリー搭載の簡易型電動車椅子の基準額での支給ができない場合は、告示の基準額で対応可能なリチウムイオンバッテリー搭載の簡易型電動車椅子による対応をまずは検討していただくとともに、その他の簡易型電動車椅子による対応等も検討されたい。

(複数支給)

Q2 聴覚と視覚に障害のある盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補聴器の複数（両耳）支給や眼鏡の複数（屋内／屋外等）支給は可能か。

A 補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることを可能としている。

盲ろう者については障害特性を踏まえ、補聴器の複数（両耳）支給や眼鏡の複数（屋内／屋外等）支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給することは差し支えない。

(判定)

Q3 来所判定について、必ず更生相談所で実施しなければならないのか。オンライン等で便宜を図ることはできないのか。

A 判定については、補装具費支給事務取扱指針等で定めているところ、昨今のガソリン価格高騰等も鑑み、「重度の障害のある方、遠隔地に住む方等の利便を考慮する必要がある」場合は、更生相談所の長が、来所判定に代えてオンライン、動画又は訪問による判定を可能として差し支えない。

(再支給)

Q4 補装具の耐用年数が経過しなければ、利用者の職業及び身体状況や環境の変化を問わず、たとえ使用に支障がある場合でも再支給は認められないのか。

A 耐用年数の取扱いについては、補装具費支給事務取扱指針等でも注意喚起しているところであるが、耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の実状に即した対応が行われるよう十分配慮されたい。

特に、児童については、使用年数の定めのない補装具についても、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応することとされたい。

なお、車椅子や座位保持装置においてはモジュラー型を使用する等により、児童の成長に対応できるよう構造にも配慮していただきたい。

(電動車椅子)

Q5 電動6輪車椅子は電動車椅子の名称や基本構造に定められていないが、特例補装具として対応して差し支えないか。

A 電動6輪車椅子については、電動車椅子の名称や基本構造としては定められていないところ、屋内での移動に必要であると認められれば特例補装具として対応されたい。